

# 大規模小売店舗立地法に関する届出書作成要領

平成 31 年 4 月 1 日作成  
令和 6 年 4 月 1 日改訂

## 1 本要領について

- (1) 本要領は、大規模小売店舗立地法、同施行令、同施行規則、「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」、並びに「豊中市大規模小売店舗立地法運用手続要綱」に基づき、大規模小売店舗を設置する者が行う、届出にかかる書類の作成方法について定めるものである。
- (2) 本要領は、次の事項に関する作成方法を示している。
  - ① 法第 5 条第 1 項（大規模小売店舗の新設に関する届出等）及び施行規則第 3 条において、様式第 1 の届出書として提出が義務づけられている事項
  - ② 法第 5 条第 2 項及び施行規則第 4 条第 1 項において、届出の添付書類として提出が義務づけられている事項
- (3) 「指針」に示されている各種事項の中には、上記のように届出が義務づけられているもの以外の事項があり、特に関係書類等の提出は必要とはされていないが、「指針」は、大規模小売店舗の立地に伴う周辺地域の生活環境への影響についての適切な対応を行う際の配慮事項を定めたものであることから、「指針に基づく配慮事項等」についても、届出者が記載すべきと考える事項について提出することが望ましい。

## 2 記載上の留意点

- (1) 本要領は法第 5 条第 1 項（大規模小売店舗の新設にかかる届出等）にかかる案件に関し記載しているが、法第 6 条第 1 項及び第 2 項又は法附則第 5 条 1 項（店舗面積の増加、施設の配置及び施設の運営方法の変更に関する届出等）を行おうとする場合には、この作成要領を参照しながら、豊中市都市活力部産業振興課と相談のうえ、必要事項を選択して記載するとともに、現状との比較が出来るよう記載すること。
- (2) 作成する書類の用紙については、原則として A 4 サイズを使用すること。ただし、添付図面については、折り畳み可とする。
- (3) 各項目に必要となっている添付図面については、本要領の末尾の「添付図面一覧表」に再度掲載しているため、可能な限り同一の図面にまとめられてもよい。

# I 届出事項（法第5条第1項）

様式第1（第3条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

（※印の項は記載しないこと）

大規模小売店舗届出書

年（20\*\*年） 月 日

豊中市長 様

株式会社 ○ ○ ○ ○

代表取締役 ○ ○ ○ ○

○○市○○区○○町○○丁目○○番地

- ・ 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称を記載する。法人にあっては代表者の肩書、氏名も記載すること。
- ・ 住所又は所在地の記載について、政令指定都市は市名から、それ以外は都道府県名から記載すること。

大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ○○○○○ △△店

所在地 ○○市○○区○○町○○丁目○○番地 外○筆

- ・ 建物名称は、設置後予定している名称を記載すること。
- ・ 所在地は、計画地の土地登記簿上の地番・筆数を記載すること。

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小 売 業 者		住 所
氏 名（名 称）	代表者（法人の場合）	
(株)〇〇〇〇	代表取締役社長 〇 〇 〇 〇	〇〇市〇〇区〇〇町〇〇〇〇〇
(株)△△△△	代表取締役 △ △ △ △	〇〇市〇〇区〇〇町〇〇〇〇〇

(計 〇 名)

- ・ 全ての小売業者名、住所又は所在地を記載する。住所又は所在地の記載について、政令指定都市は市名から、それ以外は都道府県名から記載すること。
- ・ 小売業者が多数ある場合は別表へまとめてもよい。

3 大規模小売店舗の新設をする日

〇〇年〇〇月〇〇日

- ・ 届出日から原則8か月を越える日の日とする。
- ・ 当該建物の開店予定日を記載し、小売業者ごとの開店日が異なる場合は、開店日の一番早い日を記載すること。

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

〇〇,〇〇〇 m<sup>2</sup>

建物内の小売業（飲食店舗を除く。物品加工修理業を含む。）を行うための店舗の用に供される床面積の合計（小数点以下四捨五入）を記載すること。

## 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

### (1) 駐車場の位置及び収容台数

位 置	収 容 台 数	図 面
建物1階南側	〇〇 台	図面No. 〇
〇〇駐車場 〇〇区〇〇町〇〇〇〇〇	〇〇 台	図面No. 〇
建物1階南東側 (自動二輪車)	〇〇 台	図面No. 〇
合 計	〇〇 台 (うち自動二輪車 〇〇 台)	

- ・ 駐車場を分散確保する場合は、それぞれの駐車場について記載すること。
- ・ 隔地駐車場の場合は、駐車場の名称及び所在地を記載する。所在地は区名から記載すること。
- ・ 建物配置図・各階平面図（縮尺例：1/200～1/2,500）に、駐車場の位置、車室と車室の寸法、車路と車路の寸法、駐車場への自動車（自動二輪車を含む、以下同様）の案内経路等を示すこと。

### (2) 駐輪場の位置及び収容台数

位 置	収 容 台 数	図 面
建物1階南側	〇〇 台 (うち原付 〇〇 台)	図面No. 〇
建物2階南側	〇〇 台 (うち原付 〇〇 台)	図面No. 〇
合 計	〇〇 台 (うち原付 〇〇 台)	

- ・ 駐輪場を分散確保する場合は、それぞれの駐輪場について記載すること。
- ・ 建物配置図・各階平面図（縮尺例：1/200～1/2,500）に、駐輪場の位置、駐輪区面の寸法、駐輪場への自転車及び原動機付自転車の案内経路等を示すこと。

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

(端数処理：小数点以下四捨五入)

位置	面積	図面
建物1階西側	〇〇 m <sup>2</sup>	図面No. 〇
建物1階南側	〇〇 m <sup>2</sup>	図面No. 〇
合計	〇〇 m <sup>2</sup>	

- ・ 荷さばき施設を分散確保する場合はそれぞれの荷さばき施設について記載すること。
- ・ 荷さばき施設の分散確保を行い、荷さばき施設を小売業者ごとに使い分ける場合は、備考欄を設けその旨を記載すること。
- ・ 建物配置図・各階平面図（縮尺例：1/200～1/2,500）に、荷さばきスペース及び待機スペースそれぞれの位置、寸法、面積、搬出入車両の通路、出入口の寸法等を示すこと。

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(端数処理：小数点第2位切り上げ)

位置	容量	種類	図面
建物1階西側 一般廃棄物保管施設①	〇〇. 〇m <sup>3</sup>	生ごみ等、その他可燃性の廃棄物等	図面No. 〇
建物1階南側 再生利用対象物保管施設②	〇〇. 〇m <sup>3</sup>	紙製	図面No. 〇
建物1階南側 再生利用対象物保管施設③	〇〇. 〇m <sup>3</sup>	金属製、ガラス製、プラスチック製	図面No. 〇
合計	〇〇. 〇m <sup>3</sup>		

- ・ 廃棄物等の種類（紙製・金属製・ガラス製・プラスチック製・生ごみ等・その他の可燃性廃棄物等）ごとに記載すること。ただし、全ての小売業者の業態において排出されない廃棄物がある場合、これを除いて記載すること。
- ・ 廃棄物等の保管施設を分散確保する場合は、それぞれの保管施設について記載すること。
- ・ 廃棄物等の保管施設を小売業者ごとに使い分ける場合は、備考欄を設けその旨を記載すること。
- ・ 建物配置図・各階平面図（縮尺例：1/200～1/2,500）、立面図及び断面図に一般廃棄物及び再生利用対象物の保管施設及び付属設備それぞれの位置、面積、容量、高さ、構造等を示すこと。

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小 売 業 者	開 店 時 刻	閉 店 時 刻	備 考
(株)〇〇〇〇	午前〇〇時〇〇分	午後〇〇時〇〇分	
(株)△△△△	24時間		
(株)□□□□ 外〇名	午前〇〇時〇〇分	午後〇〇時〇〇分	

- ・ 小売業者ごとにそれぞれの開店時刻及び閉店時刻を記載すること。ただし、大規模小売店舗全体として小売業者の営業時間を決め、管理している場合は、その統一的な時間を記載すること。
- ・ 小売業者が多数あり、それぞれの開店時刻及び閉店時刻が異なる場合は別表へまとめてもよい。
- ・ 24時間営業を行う場合は、「24時間」と記載すること。

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐 車 場	駐 車 可 能 時 間 帯
建物1階南側	24時間
〇〇駐車場 〇〇区〇〇町〇〇〇〇〇	午前〇〇時〇〇分～午後〇〇時〇〇分

- ・ 駐車場ごとに駐車可能時間帯が異なる場合は、それぞれについて記載すること。
- ・ 駐車場が24時間駐車可能である場合は、「24時間」と記載すること。

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐 車 場	出入口の数及び位置	図面
建物1階南側	出入口 1箇所 (出入口A)	図面No. ○
○○駐車場 ○○区○○町○○○○○	出入口 1箇所 (出入口B) 入口 1箇所 (入口C) 出口 1箇所 (出口D)	図面No. ○
合 計	4 箇所	

建物配置図・各階平面図（縮尺例：1/200～1/2,500）に、駐車場の自動車の出入口の数、位置、寸法等を示すこと。

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

位 置	荷さばき可能時間帯
建物1階西側	24時間
建物1階南側	午前○○時○○分～午後○○時○○分

- ・ 荷さばき施設が複数あり、荷さばき可能時間帯が異なる場合には、それぞれについて記載すること。
- ・ 荷さばきが24時間可能である場合は、「24時間」と記載すること。

## Ⅱ 添付書類（法第5条第2項、規則第4条第1項）

### 1 法人にあってはその登記事項証明書〔規則§4 I ①〕

別添のとおり

- ・ 個人の場合、豊中市が住民基本台帳ネットワークを利用できない場合には、住民票の写しの添付を求めることがある。
- ・ 正本以外は写し（コピー）の添付で可。

### 2 主として販売する物品の種類〔規則§4 I ②〕

小 売 業 者	主として販売する物品
(株)〇〇〇〇	食料品、日用雑貨
(株)△△△△	衣料品

- ・ 小売業者ごとに、主として販売する物品の種類（食料品、衣料品等）を記載すること。
- ・ 小売業者が未定であるが、主として販売する物品が決定している場合は、小売業者を未定としたうえで、主として販売する物品を記載すること。

3 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面〔規則 § 4 I ③〕

- |                 |              |
|-----------------|--------------|
| (1) 広域見取図       | 図面N o. ○参照   |
| (2) 周辺見取図       | 図面N o. ○参照   |
| (3) 建物配置図・各階平面図 | 図面N o. ○～○参照 |
| (4) 建物立面図・断面図   | 図面N o. ○～○参照 |

建物配置図・各階平面図（縮尺例：1/200～1/2, 500）に、小売業を行うための店舗の用に供する部分を明示すること。また、店舗以外の主な施設（飲食店舗・映画館等）についても名称を付し、配置等が分かるように明示すること。

建物各階の店舗面積及び延床面積 (単位：m<sup>2</sup>)

	店舗面積	延床面積
3階	○, ○○○ m <sup>2</sup>	○, ○○○ m <sup>2</sup>
2階	○, ○○○ m <sup>2</sup>	○, ○○○ m <sup>2</sup>
1階	○, ○○○ m <sup>2</sup>	○, ○○○ m <sup>2</sup>
合計	○○, ○○○ m <sup>2</sup>	○○, ○○○ m <sup>2</sup>

- ・ 各階ごとの店舗面積及び延床面積（どちらも小数点以下四捨五入）を記載すること。
- ・ 建物が高層である場合は別表へまとめてもよい。

4 必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠〔規則 § 4 I ④〕

(1) 指針による自動車（自動二輪車を除く）の必要駐車台数計算式

(端数処理：四捨五入)

事 項 等		各事項算出のための計算式
地区の区分	商業地区・その他地区	用途地域：商業地域
S：店舗面積	〇〇. 〇〇〇 千m <sup>2</sup>	
A：店舗面積あたり 日来店客数原単位	〇, 〇〇〇. 〇〇 人/千m <sup>2</sup>	指針値（人口 40 万人以上） S < 20 より、1,500 - 20 S
B：ピーク率	14.4 %	指針値
L：駅からの距離	〇〇〇 m	最寄駅：〇〇線〇〇駅
C：自動車分担率	〇. 〇 %	指針値
D：平均乗車人員	〇〇〇 人/台	指針値 10 ≤ S < 20 より、1.5 + 0.05 S
E：平均駐車時間係数	〇. 〇〇	指針値 10 ≤ S < 20 より、(65 + 2 S) / 60
小売店舗へのピーク 1 時間 あたりの自動車来台数	〇〇〇 台	A × S × B × C ÷ D
指針による自動車の 必要駐車台数	〇〇〇 台	A × S × B × C ÷ D × E
自動車の届出駐車台数	〇〇〇 台	

(2) 併設施設の自動車（自動二輪車を除く）の必要駐車台数計算式

(端数処理：四捨五入)

事 項 等		各事項算出のための計算式等
S´：併設施設の面積	○. ○○○ 千m <sup>2</sup>	(併設施設の種類を記載)
X：併設施設の割合	○○ %	S´ / S
指針値との比例式	1. ○○	50% ≤ S < 80%より、0.008X + 0.90
併設施設の必要駐車台数	○○○ 台	指針値
建物全体の必要駐車台数	○○○ 台	小売店舗＋併設施設の必要駐車台数
建物全体の駐車台数	○○○ 台	

- ・ 大店立地法附則第5条第1項及び第6条第2項の駐車場収容台数の変更に係る届出の場合、現況の利用実績等に応じて台数を設定するよう求めることもある。
- ・ 小売店舗と駐車場を共有する他の施設がある場合には、上記計算に加えて建物全体として必要な駐車台数を別途計算し、記載すること。
- ・ 指針における併設施設の考え方に基づき、「S´ / S ≥ 20%」の場合は、《併設施設の必要駐車台数計算式》を追加すること。

(3) 自動車の必要駐車台数の算出に関する評価等について

(例) (1)の必要駐車台数の算出結果に対し、十分な駐車場収容台数を確保しています。

また、(2)の併設施設の必要駐車台数の算出結果に対し、建物全体の駐車場収容台数も十分な駐車場収容台数を確保しています。

そして、類似店舗である○○○○○ □□店の調査結果（別添No.○参照）による最大滞留台数○○○台に対しても、十分な駐車場収容台数○○○台を確保しています。

必要駐車台数について、指針に基づく自らの評価等を記載すること。

5 駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項〔規則 § 4 I ⑤〕

駐車場が自走式で発券ブース等のない場合は、(2)の記載は不要。

(1) 駐車場の構造

駐車場	収容台数	構造	料金徴収の有無	図面
建物1階南側	〇〇 台	自走式、機械式等	有	図面No. 〇
〇〇駐車場 〇〇区〇〇町〇〇〇〇〇	〇〇 台	自走式、機械式等	有	図面No. 〇
建物1階南側 (自動二輪車)	〇〇 台	平面	有	図面No. 〇

(2) 駐車場出入口における入庫処理能力 (端数処理：四捨五入)

出入口の場所	A 1台あたり 処理時間 (秒)	B 乗客の 乗降時間 (秒)	C 入庫時発券ブ ース・ゲート数 (箇所)	D 1分あたり 入庫処理能力 (台/分)
出入口1 (図面No. 〇)	〇	〇	2	〇
出入口2 (図面No. 〇)	〇		2	〇
入口3 (図面No. 〇)	〇		3	〇

※ 「1分あたりの入庫処理可能台数」は次のとおり計算する。

「1分あたりの入庫処理可能台数」(D)

= 入庫時発券ブース・ゲート数

÷ {1台あたりの処理時間(秒) + 乗客の乗降時間(秒)} × 60(秒)

= C ÷ (A + B) × 60

## (3) 敷地内駐車待ちスペース

(端数処理：四捨五入)

出入口の場所	入庫時 発券ブース の有無	$\alpha$ ピーク1時間に 予想される来客 の自動車台数 (台/時)	$\alpha \div 60$ ピーク1時間に 予想される来客 の自動車台数 (台/分)	$\beta (=D)$ 1分あたり の入庫処理 能力 (台/分)	$\gamma$ 必要な 駐車待ち スペース (m)	実際に 用意する 駐車待ち スペース (m)
出入口1 (図面No. ○)	有	○	○	○	○	○
出入口2 (図面No. ○)	有	○	○	○	○	○
入口3 (図面No. ○)	有	○	○	○	○	○

- ※ 発券ブースがある場合の「各入口に必要な駐車待ちスペース」は次のとおり計算する。
- 「各入口に必要な駐車待ちスペース」( $\gamma$ )
- $$= \{ \text{「当該入口の1分あたりの来台数(台/分)」} \times 1.6$$
- $$- \text{「当該入口1分あたりの入庫処理可能台数(台/分)」} \} \times 6 \text{ (m、平均車頭間隔)}$$
- $$= (\alpha \div 60 \times 1.6 - \beta) \times 6$$
- $$= (\alpha \div 60 \times 1.6 - D) \times 6$$

- 上表の「発券ブースがある場合の各入口に必要な駐車待ちスペース」( $\gamma$ )は上記※の指針式のとおり計算すること。指針式以外で算出した場合は、その算出根拠を示すこと。
- 「ピーク1時間に予想される来客の自動車台数」( $\alpha$ )については、来客の方面別自動車来台数の予測結果等を基に算出すること。
- 周辺見取図(交通予測に関する図面)に方面別自動車来台数の予測値や現状の交通量を測定した場合の結果等を添付すること。

- (4) 駐車場出入口における入庫処理能力及び敷地内駐車待ちスペースに関する評価等について

(例) 店舗面積から想定される商圈及び周辺の人口集積の状況から、来客の自動車の方向別台数は、別添図面No.○のとおり予測され、出入口Aにおいてピーク時で○台、出入口2においてピーク時で○台、入口3においてピーク時で○台の入庫車両が想定されます。

各出入口に発券ブース・ゲートを設置しますが、1時間あたりの処理台数は○台であることから、入庫車両の待ち行列は発生しない見込みです。

なお、発券ブース・ゲートから公道までの間に○mの駐車待ちスペースを確保していることから、一時的な入庫車両の集中にも対処可能です。

敷地内駐車待ちスペースについて、指針に基づく自らの評価等を記載すること。

## 6 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法 [規則 § 4 I ⑥]

- (1) 来客の自動車の案内経路を表示した図面 図面No. ○参照

周辺見取図に、来客の自動車の案内経路、案内表示の設置場所及び交通整理員の配置場所等を示すこと。

- (2) 経路等を来店者に知らせる方法

項目	具体的な内容	備考
案内表示の設置	看板等の設置場所、内容等	図面No. ○
ちらし等の配付	配付方法、内容等	—
ホームページへの掲載	掲載時期、内容等	—

(3) 駐車場出入口における交通整理

交通整理員の 配置場所	交通整理員の 有無	交通整理員の 配置時間帯	交通整理員の 人数
出入口1 (図面No. ○)	有	午前〇〇時〇〇分～ 午後〇〇時〇〇分	各 ○ 人
出入口2、入口3、出口4 (図面No. ○)	無	—	—
駐車場南西側 (図面No. ○)	有	午前〇〇時〇〇分～ 午後〇〇時〇〇分	○ 人
建物南西交差点付近 (図面No. ○)	有	午前〇〇時〇〇分～ 午後〇〇時〇〇分 (繁忙期のみ)	○ 人

7 荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯  
〔規則 § 4 I ⑦〕

(1) 荷さばき施設の構造等

荷さばき 施設の 面積	待機スペースの 有無	同時作業 可能台数	搬出入車両		
			大きさ	専用出入口の 有無	出入口の数
〇〇 m <sup>2</sup>	有	○ 台	2 t・4 t車 最大(L)〇m× (W)〇m×(H)〇m	有	出入口〇箇所 (図面No. ○)

(2) 搬出入車両の搬出入計画

搬出入時間帯	搬出入車両台数		合計	平均処理時間	
	2 t車	4 t車		2 t車	4 t車
午前〇〇時〇〇分～ 午前〇〇時〇〇分	約〇台～〇台	約〇台～〇台	約〇台～〇台	〇分	〇分
午前〇〇時〇〇分～ 午後〇〇時〇〇分	〇台	〇台	〇台	〇分	〇分
合計	約〇台～〇台	約〇台～〇台	約〇台～〇台	—	

- ・ 届出当初の予定としての搬出入台数及び荷さばき時間帯を記載すること。
- ・ 荷さばき施設が複数ある場合は、荷さばき施設ごとに表を作成し記載すること。
- ・ 併設施設の荷さばきが行われることが見込まれる場合は、それについても記載すること。

(3) 搬出入車両の運行経路を表示した図面 図面No. 〇参照

周辺見取図に、搬出入車両の運行経路及び方面別搬出入車両来台数の計画等を添付すること。

8 遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面〔規則 § 4 I ⑧〕

(1) 遮音壁を設置する場合、その高さ及び厚さ等

遮音壁の有無	遮音壁の高さ	遮音壁の厚さ	材質・構造	遮音壁の位置
有・無	○ m	○ mm	軽量コンクリート系 剛体多孔質吸音材 厚 100 mm	図面N○. ○

遮音壁を設置する場合には、建物配置図・各階平面図（縮尺例：1/200～1/2, 500）及び建物立面図・断面図（縮尺例：1/200～1/2, 500）にその位置、高さ、遮音壁の厚さ、材質・構造等を示すこと。

(2) 騒音対策としてその他の設備等を設置する場合、その仕様及び効果等

騒音対策	仕様等	効果	位置
荷さばき施設の 吸音処理	ロックウール吸音材（天井） 厚 25mm	3～5 dB 程度の低減	図面N○. ○
建物 1 階南側駐車場の 吸音処理	グラスウール敷込み（天井） 厚 25 mm	3 dB 程度の低減	図面N○. ○
ダクトにおける消音 チャンバー等の組み込み	消音チャンバー 厚 50mm 消音エルボ 厚 25mm	機器の性能・設置状況・運転条件 等に応じて減衰が見込まれる。	図面N○. ○

騒音対策としてその他の設備等を設置する場合、建物配置図・各階平面図（縮尺例：1/200～1/2, 500）及び建物立面図・断面図（縮尺例：1/200～1/2, 500）にその位置、高さ、面積、仕様等を示すこと。

9 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼動時間帯及び位置を示す図面〔規則§4I⑨〕

(1) 騒音発生源となる施設設備の稼動時間帯及び位置を示す図面

音源記号	機器の種類	製造会社名	機器 名称・型番	設置階 (設置高さ)	稼動時間帯	設置位置・音源図
冷A	冷凍室外機	〇〇〇	〇〇-〇〇	〇階 (〇. 〇m)	24 時間	図面No. 〇
室A	空調室外機	〇〇〇	〇〇-〇〇	〇階 (〇. 〇m)	午前〇〇時〇〇分～ 午前〇〇時〇〇分	図面No. 〇
室B	空調室外機	〇〇〇	〇〇-〇〇	〇階 (〇. 〇m)	午前〇〇時〇〇分～ 午前〇〇時〇〇分	図面No. 〇
排A	排気ファン	〇〇〇	〇〇-〇〇	〇階 (〇. 〇m)	午前〇〇時〇〇分～ 午前〇〇時〇〇分	図面No. 〇
〇A	〇〇ファン	〇〇〇	〇〇-〇〇	〇階 (〇. 〇m)	午前〇〇時〇〇分～ 午前〇〇時〇〇分	図面No. 〇
キA	キュービクル	—	〇〇-〇〇	〇階 (〇. 〇m)	午前〇〇時〇〇分～ 午前〇〇時〇〇分	図面No. 〇

(2) 施設設備以外の騒音の発生時間及び位置を示す図面

発生源	型式等	発生階 (発生高さ)	発生時間帯	発生位置・音源図
来客車両走行	—	〇階 (〇. 〇m)	午前〇〇時〇〇分～ 午後〇〇時〇〇分	図面No. 〇
荷さばき車両走行	—	〇階 (〇. 〇m)	午前〇〇時〇〇分～ 午後〇〇時〇〇分	図面No. 〇
荷さばき作業	—	〇階 (〇. 〇m)	午前〇〇時〇〇分～ 午後〇〇時〇〇分	図面No. 〇
廃棄物収集車両走行	—	〇階 (〇. 〇m)	午前〇〇時〇〇分～ 午後〇〇時〇〇分	図面No. 〇
廃棄物収集作業	—	〇階 (〇. 〇m)	午前〇〇時〇〇分～ 午後〇〇時〇〇分	図面No. 〇
駐車場ブザー	〇〇	〇階 (〇. 〇m)	午前〇〇時〇〇分～ 午後〇〇時〇〇分	図面No. 〇

--	--	--	--	--	--

- (3) 騒音発生源の内、予測から除外する騒音発生源または稼働時間の短縮等を行う設備がある場合において、その理由・根拠

項目	その理由・根拠
BGM	BGMは密閉された室内のみにおいて使用します。 また、換気扇の構造はダクト式を採用しており、ダクト出口においてBGMスピーカーによる音漏れの影響はなく、換気扇による騒音の影響のみであるため。
作業室の換気扇	作業室での食品加工作業とは食品を売場へ陳列するための加工作業のことであり、現在営業している類似店舗において、作業室の作業（食品加工）を午後9時までに終了しています。 このため、当店舗においても、1日分の食品加工を午後9時までに終了することとし、作業室の設備に関しても午後9時までの稼働としています。

なお、上記(1)～(3)の予測条件及び予測対象としなかった事項等に変更があり、騒音の影響の増加が考えられる場合は、豊中市と協議を行います。

- 騒音発生源となる施設設備を設置する場合には、建物配置図・各階平面図（縮尺例：1/200～1/2,500）及び建物立面図・断面図（縮尺例：1/200～1/2,500）に、各施設設備の位置を示すこと。

(1) 予測地点の選定理由 (図面No. ○参照)

(例) 昼間・夜間の等価騒音レベルの予測地点として、建物及び隔地駐車場それぞれの周囲4方向からそれぞれ近接した最も騒音の影響を受けやすい保全対象(住居)側に立地している、又は立地可能な住居等の敷地境界としました。

また、予測高さは騒音発生源の設置高さを考慮し、騒音の影響を最も受けやすい高さとしました。

なお、隔地駐車場については、夜間の使用を禁止しているため、夜間の等価騒音レベルの予測対象から除外しています。

方向	予測地点	用途地域・保全対象	保全対象における予測対象階(予測高さ)	状況・選定理由
東側	A (昼)	商業地域 住居	1階 (1.2m)	計画店舗の東側に近接する6階建てマンション。 昼間は駐車場スロープにおける自動車走行音による騒音が最も大きいことから、駐車場入口に近い住居の1階に設定しました。
	A' (夜)	商業地域 住居	1階 (1.2m) 4階 (10.2m) 5階 (13.2m) 6階 (16.2m)	計画店舗の東側に近接する6階建てマンション。 夜間は機械室からの騒音の影響が最も大きいことから、この音源に近い住居の4階～6階に設定しました。
西側	B (昼)	商業地域 住居	1階 (1.2m)	計画店舗の西側に近接する12階建てマンション。 昼間は荷さばき施設における搬出入作業等の騒音が最も大きいことから、この音源に近い住居の1階に設定しました。
	B' (夜)	商業地域 住居	1階 (1.2m) 3階 (7.2m)	計画店舗の西側に近接する12階建てマンション。 夜間はガラリーからの騒音の影響が最も大きいことから、この音源に近い住居の3階に設定しました。
南側	C	商業地域 事業所	1階 (1.2m)	計画店舗の南側の道路を挟んで隣接する1階建てスーパー。 昼間・夜間の駐車場出入口からの自動車走行音等の騒音の影響が最も大きいことから、この音源に近いスーパーの1階に設定しました。(住居でないため1階高さに設定しました。)
北側	D	商業地域 住居	1階 (1.2m) 4階 (10.2m)	計画店舗の北側に近接する4階建てマンション。 昼間・夜間は空調室外機の騒音の影響が最も大きいことから、この音源に近い住居の4階に設定しました。
東側	E	準工業地域 住居	1階 (1.2m)	隔地駐車場の東側に近接する4階建てマンション。 昼間の駐車場出入口から自動車走行音等の騒音の影響を考慮し設定しました。(夜間は隔地駐車場を使用しません)
西側	F	準工業地域 住居	1階 (1.2m)	隔地駐車場の西側に近接する2階建て住居。 昼間の駐車場出口から自動車走行音等の騒音の影響を考慮し設定しました。(夜間は隔地駐車場を使用しません)

(2) 昼間（午前6時～午後10時）の等価騒音レベルの予測

騒音発生源	基準距離(1m) における 騒音レベル等	騒音持続 時間又は 騒音発生 回数	予測地点までの距離(m)						回折減衰量(dB)						等価騒音レベル(dB)					
			A	B	C	D	E	F	A	B	C	D	E	F	A	B	C	D	E	F
定 常 騒 音																				
変 動 騒 音																				
衝 撃 騒 音																				
昼間（午前6時～午後10時） の等価騒音レベル			上記騒音レベルの合成値 (dB)																	
			環境基準 (dB) ※																	

※ 環境基準とは、「騒音に係る環境基準」（平成17年5月26日、環境省告示第45号）で定める環境基準のことをいう。

- ・ 騒音予測地点については、原則として建物の周囲4方向からそれぞれ近接した最も騒音の影響を受けやすい地点に立地した又は立地可能な住居等の屋外とする。
- ・ 騒音予測地点をA地点、B地点、C地点、D地点…として、周辺見取図（縮尺例：1/2,000～1/2,500）上に表示すること。また、同方向の騒音予測地点において、昼間及び夜間で地点が異なる場合は<sup>˘</sup>（ダッシュ）等で区別して表示すること。
- ・ 予測式等を用いた計算等は詳細資料を別添すること。
- ・ 各予測地点における等価騒音レベルの計算において、遮音壁による回折減衰等を見込んでいる場合は、その旨を記載すること。

(3) 夜間（午後10時～午前6時）の等価騒音レベルの予測

騒音発生源	基準距離(1m) における 騒音レベル等	騒音持続時間 又は 騒音発生回数	予測地点までの距離(m)						回折減衰量(dB)						等価騒音レベル(dB)					
			A'	B'	C	D	E	F	A'	B'	C	D	E	F	A'	B'	C	D	E	F
定 常 騒 音																				
変 動 騒 音																				
衝 撃 騒 音																				
昼間（午前6時～午後10時） の等価騒音レベル			上記騒音レベルの合成値(dB)																	
			環境基準(dB)※																	

※ 環境基準とは、「騒音に係る環境基準」（平成17年5月26日、環境省告示第45号）で定める環境基準のことをいう。

注意事項は昼間の場合と同じ。

(4) 昼間・夜間の等価騒音レベルの予測結果の評価等について

(例) 全予測地点において、昼間・夜間ともに全て環境基準値以下となりますので、周辺環境に与える影響は小さいものと思われます。

将来、周辺環境が変化し、それに伴い苦情等が発生した場合は、適切に対応いたします。

- 予測結果について、指針に基づく自らの評価及び騒音予測に対する今後の対応方法等を記載すること。
- 既存建物である場合は、これまでの騒音等に関する状況（周辺住民の苦情の有無等）を記載すること。

11 夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠

[規則 § 4 I ⑪]

夜間営業その他の理由により、夜間騒音が発生する見込みのある場合に記載すること。

(1) 予測地点の選定理由 (図面No. ○参照)

(例) 夜間の騒音の発生源ごとの予測地点として、建物の周囲4方向において最も騒音の影響を受けやすい保全対象(住居)とその保全対象に最も大きな影響を与える騒音発生源を結んだ線において、大規模小売店舗の敷地境界が交わる位置・高さとししました。

方向	予測地点	用途地域	予測高さ(m)	状況・選定理由
東側	a	商業地域	○. ○	夜間の予測地点A´(計画店舗の東側に近接する6階マンション)と、予測地点A´に最も大きな影響を与える機械室を結んだ線において、敷地境界の交わる位置・高さに設定しました。
西側	b	商業地域	○. ○	夜間の予測地点B´(計画店舗の西側に近接する12階マンション)と予測地点B´に最も大きな影響を与えるガラリー○を結んだ線において、敷地境界の交わる位置・高さに設定しました。
南側	c	商業地域	○. ○	夜間の予測地点C(計画店舗の南側の道路を挟んで隣接するスーパー)と予測地点Cに最も大きな影響を与える空調室外機○を結んだ線において、敷地境界の交わる位置・高さに設定しました。 (住居でないため1階高さに設定)
北側	d	商業地域	○. ○	計画店舗の北側に近接する4階マンション。 夜間の予測地点D(計画店舗の北側に近接する4階マンション)と予測地点Dに最も大きな影響を与える空調室外機○を結んだ線において、敷地境界の交わる位置・高さに設定しました。

(2) 夜間（午後9時～午前6時）における発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測

騒音発生源	基準距離(1m)における騒音レベル等	騒音持続時間 又は 騒音発生回数	予測地点までの距離(m)				回折減衰量 (dB)				各予測地点における騒音レベル(dB)			
			a	b	c	d	a	b	c	d	a	b	c	d
定常騒音														
変動騒音														
衝撃騒音														
夜間（午後9時～午前6時）において発生することが見込まれる騒音を合成した値			上記騒音レベルの合成値 (dB)											
			規制基準 (dB) ※											

※ 規制基準とは、「騒音規制法」(昭和43年6月10日、法律第98号)で定める規制基準のことをいう。

- ・ 騒音予測地点を a 地点、b 地点、c 地点、d 地点…として、周辺見取図（縮尺例：1/2,000～1/2,500）上に表示すること。
- ・ 定常騒音については「騒音レベル」、変動騒音及び衝撃騒音については「騒音レベルの最大値」の予測値を記載すること。
- ・ 予測式等を用いた計算は詳細資料を別添すること。
- ・ 各予測地点における騒音レベル又は騒音レベルの最大値の計算において、遮音壁による回折減衰等を見込んでいる場合は、その旨を記載すること。

(3) 発生する騒音レベルの最大値の予測結果の評価等について

(例) 夜間の敷地境界における騒音レベルは、全ての予測地点において規制基準値を満足します。

将来、周辺環境が変化し、それに伴い苦情等が発生した場合は、適切に対応いたします。

- 予測結果についての自らの評価、騒音予測に対する今後の対応方法等を記載すること。
- 既存建物である場合は、これまでの騒音等に関する状況（周辺住民の苦情の有無等）を記載すること。

12 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠〔規則 § 4 I ⑫〕

(1) 指針による廃棄物等の排出量の予測

(端数処理：小数点第2位以下を切り上げ)

廃棄物種別	店舗面積：S	A 1日あたりの 廃棄物 排出予測量	B 平均保管 日数	C 見かけ比重	A×B÷C 必要保管容量	保管施設の 設置容量
	(千m <sup>2</sup> )	指針原単位×S (t)	(日)	(t/m <sup>2</sup> = kg/L)	(m <sup>3</sup> /日)	(m <sup>3</sup> )
紙製廃棄物	6,000 m <sup>2</sup> 以下の部分 ○. ○○○ 千m <sup>2</sup>	(0.208×S) ○. ○ t	○	0.10	○. ○	○. ○
	6,000 m <sup>2</sup> 超の部分 ○. ○○○ 千m <sup>2</sup>	(0.011×S) ○. ○ t				
	計 ○. ○○○ 千m <sup>2</sup>	計 ○. ○ t				
金属製 廃棄物等	6,000 m <sup>2</sup> 以下の部分 ○. ○○○ 千m <sup>2</sup>	(0.007×S) ○. ○ t	○	0.10 ~0.15	○. ○	○. ○
	6,000 m <sup>2</sup> 超の部分 ○. ○○○ 千m <sup>2</sup>	(0.003×S) ○. ○ t				
	計 ○. ○○○ 千m <sup>2</sup>	計 ○. ○ t				
ガラス製 廃棄物等	6,000 m <sup>2</sup> 以下の部分 ○. ○○○ 千m <sup>2</sup>	(0.006×S) ○. ○ t	○	0.10 ~0.30	○. ○	○. ○
	6,000 m <sup>2</sup> 超の部分 ○. ○○○ 千m <sup>2</sup>	(0.002×S) ○. ○ t				
	計 ○. ○○○ 千m <sup>2</sup>	計 ○. ○ t				
プラスチック製 廃棄物等	6,000 m <sup>2</sup> 以下の部分 ○. ○○○ 千m <sup>2</sup>	(0.020×S) ○. ○ t	○	0.01 ~0.04	○. ○	○. ○
	6,000 m <sup>2</sup> 超の部分 ○. ○○○ 千m <sup>2</sup>	(0.003×S) ○. ○ t				
	計 ○. ○○○ 千m <sup>2</sup>	計 ○. ○ t				
生ごみ等	6,000 m <sup>2</sup> 以下の部分 ○. ○○○ 千m <sup>2</sup>	(0.169×S) ○. ○ t	○	0.55	○. ○	○. ○
	6,000 m <sup>2</sup> 超の部分 ○. ○○○ 千m <sup>2</sup>	(0.020×S) ○. ○ t				
	計 ○. ○○○ 千m <sup>2</sup>	計 ○. ○ t				
その他の可燃性 廃棄物等	計 ○. ○○○ 千m <sup>2</sup>	(0.054×S) ○. ○ t	○	0.38	○. ○	○. ○
合 計					○○. ○	○○. ○

(2) 廃棄物等の収集運搬計画

種 別	回収時間帯	台数	平均処理時間
紙製廃棄物・生ごみ等・その他 可燃性廃棄物	〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分	〇台	〇〇分
金属製廃棄物・ガラス製廃棄物	〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分	〇台	〇〇分
プラスチック製廃棄物	〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分	〇台	〇〇分

・届出当初の予定として廃棄物の種類ごとに回収時間帯を記載すること。

(3) 廃棄物等の排出量等の予測結果の評価等について

(例) (1)、(2)の排出量の予測結果に対し、それぞれ十分な保管容量を確保しています。  
また、保管施設内を清潔に保持するため、定期清掃を実施するとともに、排出量に応じた適切な頻度で廃棄物等の収集を行いますので、周辺環境に与える影響は小さいものと思われま。

廃棄物等の排出量予測について、指針に基づく自らの評価等を記載すること。

### Ⅲ 指針に基づく配慮事項等について

(例)

#### 1 駐車需要の充足等交通に係る事項

##### (1) 必要な駐輪場の確保と適切な管理

##### ① 自転車の必要駐車台数計算式

(端数処理：小数点以下を切り上げ)

事項等		各事項算出のための計算式等
S：店舗面積	〇.〇〇〇 千m <sup>2</sup>	
必要駐車台数	〇〇〇 台 (うち原付 〇〇 台)	
収容台数	〇〇〇 台 (うち原付 〇〇 台)	

- ・ 自転車（原動機付自転車含む）の必要収容台数の算出根拠について記載すること。または詳細資料を別添すること。
- ・ 地域や業態などの事情により、既存類似店のデータ等による算出を行った場合は、その算出根拠を記載すること。
- ・ 小売店舗と駐輪場を共有する他の施設がある場合には、上記計算に加えて建物全体として必要な駐車台数を別途計算し、記載すること。

##### ② 駐輪場の収容台数及び構造

駐輪場	収容台数	構造	料金徴収の有無	図面
店舗東側 駐輪場	〇〇〇 台 (うち原付 〇〇 台)	平面式、階層式、特殊な装置を用いる等	有	図面No.〇
店舗南側 駐輪場	〇〇〇 台 (うち原付 〇〇 台)	平面式、階層式、特殊な装置を用いる等	有	図面No.〇

③ 駐輪場の管理体制

項目	具体的な内容	備考
整理員等の配置	整理員（従業員）等が適宜巡回し、駐輪場の整理を行います。	
整理員の人数・配置時間	〇人 午前〇〇時〇〇分～午後〇〇時〇〇分	
営業時間外の管理	チェーン・バリカー等により施錠し閉鎖します。	
駐輪場案内の表示方法	駐輪場表示看板を設置します（図面N o. 〇参照）	
原動機付自転車の騒音・安全対策	場内ではエンジンを切って移動するように掲示等により徹底し、整理員により駐輪場所への誘導を行います。	

(2) 自動二輪車の駐車場の確保

自動二輪車の必要駐車台数の算出根拠 (端数処理：小数点以下を切り上げ)

項目	各事項算出のための算出根拠	
必要駐車台数	〇〇 台	
収容台数	〇〇 台	

- ・ 自動二輪車の必要収容台数の算出根拠について記載すること。または詳細資料を別添すること。
- ・ 小売店舗と自動二輪駐車を共有する他の施設がある場合には、上記計算に加えて建物全体として必要な駐車台数を別途計算し、記載すること。

(3) その他交通に関する事項

項目	内容
交通に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駐車場出入口は、前面道路の交通に影響を与えないように左折入場・左折退場とします。</li> <li>・ 駐車場出入口には、一旦停止及び左折矢印の路面表示を行い、歩行者の安全確保のため注意喚起看板を設置します。</li> <li>・ 周辺道路において入庫待ち車両による渋滞が発生しないよう、開業時は出入口及び周辺に交通整理員を配置し、その後は施設の利用状況や必要性に応じて整理員を適宜配置することにより円滑な走行の確保に努めます。また、必要に応じて周辺駐車場との連携を検討します。</li> </ul>

## 2 歩行者等の通行の利便の確保

項目	内容
歩行者等の通行の利便の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>歩行者動線を敷地内に確保し、歩行者用通路を設置します。</li> <li>歩行者等の安全な通行を確保するため、照明を敷地内外に設置します。</li> <li>隔地駐車場から店舗への誘導について、交通整理員による誘導を行います。</li> <li>駐車場前面道路が通学路に指定されていることを、出入口付近に表示をし、注意喚起します。</li> <li>荷捌き施設付近は通学路に指定されていることを、搬入業者には周知し、安全確保に努めます。</li> <li>通学児童に対する配慮として、通学時間帯に搬入作業が発生する場合には、搬入ドライバーまたは従業員等により歩行者の安全確認を行います。下校時間帯には極力搬入車両が発生しない運行計画としております。</li> </ul>

## 3 廃棄物に係る事項等

項目	内容
廃棄物に係る保管、運搬、処理に関する事項等	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設は、毎日（定期的）清掃を実施し、生ごみ保管庫は密閉式で空調設備による温度管理を行い、臭気の発生を抑制します。</li> <li>ビン等の保管はビニール袋に詰めて保管し、臭気等の発生を抑制します。</li> <li>食品加工場からの排水対策としてグリストラップを設置し、定期的に清掃します。</li> <li>換気扇や排気口については、定期的な清掃を行い、臭気の発生を抑制します。</li> <li>廃棄物等の収集は、排出量に応じた適切な頻度で行います。</li> <li>廃棄物等保管施設は、必要容量（〇〇m<sup>3</sup>）を超える設置容量（〇〇m<sup>3</sup>）を確保しています。また、「豊中市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成5年）」に基づく「大規模建築物の廃棄物等保管場所等の設置及び届出等に関する規則（平成7年）」で規定する必要面積（〇m<sup>2</sup>）を上回る設置面積（〇m<sup>2</sup>）を計画しています。</li> <li>一般廃棄物については、豊中市の一般廃棄物処理計画に基づき、廃棄物の減量に努めるとともに、排出する廃棄物等について適正に収集運搬・処理します。</li> <li>廃棄物等の収集作業時間を極力短縮するよう、収集業者に周知します。また、作業時には廃棄物等の飛散が起らないよう、収集業者に周知します。</li> <li>廃棄物等の収集は早朝・夜間を避け、収集車の作業音等の周辺への影響に配慮します。</li> </ul>
廃棄物の減量及びリサイクルについての配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物削減への意識啓蒙として、廃棄物管理規定を定め廃棄物の管理徹底を図るとともに、店内等にポスター等を掲示し、社員の啓蒙啓発に努めます。</li> <li>過剰包装はやめ、簡易包装に努めます。</li> <li>通い箱を積極的に利用し、段ボール箱の使用量を削減します。</li> <li>「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年）」及び「容器包装</li> </ul>

	<p>に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 12 年）に基づき、廃棄物の発生抑制、再利用、再生利用に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食品トレー、牛乳パック、ペットボトルなどを店頭回収し、空き缶、空き瓶、プラスチック等のリサイクルを実施します。</li> <li>・ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年）」及び「豊中市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成 5 年）」等の関係法令に基づき適正処理を行います。</li> </ul>
--	--

#### 4 防災・防犯対策への協力

項目	内容
防災対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 豊中市など関連機関や警察署等から防災協定等の締結要請があった場合は、必要な協力を行います。</li> <li>・ 災害時における生活必需品物資の供給等の地域貢献に努めます。</li> <li>・ 「豊中市火災予防条例（昭和 37 年）」を遵守します。</li> </ul>
防犯対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防犯マニュアルを作成し、従業員の防犯意識の推進に努めます。</li> <li>・ 従業員や警備員等による定期的な巡回及び定期的な植栽の剪定等により、犯罪を未然に防ぎます。また、店舗営業時間終了後は、店舗及び駐車場の入口を施錠し夜間の防犯管理を徹底します。</li> <li>・ 青少年の非行防止及び夜間において青少年の蟻集場所とならないように、従業員や警備員による建物内の定期的な巡回並びに声かけを実施します。</li> <li>・ 万が一、犯罪や青少年の非行の問題が発生した場合は、警察等関係機関と連携し、迅速な問題解決に向けて誠意を持って対応いたします。</li> <li>・ 酒・タバコの購入について、未成年とみられる購入者に対しては本人確認のできる身分証明書の提示を求め、未成年の場合には販売いたしません。</li> <li>・ 「大阪府青少年育成条例（昭和 59 年）」を遵守し、未成年のみでの午後 9 時以降の来店に対しては、帰宅を促すよう従業員による声掛けをします。</li> <li>・ 店舗周囲には、防犯上必要最小限の照明を設置します。</li> </ul>

## 5 騒音の発生及び騒音問題への対応策

項目	内容
店舗から発生する騒音対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ BGM等の屋外宣伝活動は行いません。</li> <li>・ 冷却塔・室外機・給排気口等については、低騒音機器を導入し、必要最小限の稼働とし、周辺住居への影響が少ない位置(屋上等)に設置します。</li> <li>・ 廃棄物等の収集車両に対しては、アイドリングを行わないよう周知します。また、「クラクション・空ぶかしの禁止」、「静かなドアの開閉」についても周知します。</li> <li>・ 「騒音規制法(昭和43年)」及び「大阪府生活環境の保全に関する条例(平成6年)」の特定施設で定められる設備機械については、設置工事開始日の30日前までに届け出ます。</li> <li>・ 開業後に騒音に対する苦情があった場合、適切に対応します。</li> </ul>
荷さばき作業から発生する騒音対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 荷さばき作業から発生する騒音対策として、荷さばき施設周辺に遮音性を有する壁を設置し、騒音を軽減します。</li> <li>・ 搬入車両のアイドリング禁止を徹底するとともに、計画的な搬入を行うことで、待機車両音を解消します。</li> <li>・ 作業員に対し、作業時間を短縮するなど荷さばき作業における騒音防止意識の徹底を図ります。</li> <li>・ 夜間の搬入時には荷さばき車両のバックブザーを停止し静穏に努めます。</li> <li>・ 荷捌き車両及び従業員車両に対しては、「豊中市環境の保全等の推進に関する条例(平成17年)」に基づき、アイドリングを行わないよう周知徹底します。また、「クラクション・空ぶかしの禁止」、「静かなドアの開閉」についても周知します。</li> <li>・ 荷捌き車両の路上待機が発生しないよう、搬入台数及び時間帯については計画的なスケジュールとします。</li> <li>・ 開業後に騒音に対する苦情があった場合、適切に対応します。</li> </ul>
駐車場から発生する騒音対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駐車場から発生する騒音対策として、場内へ看板等を設置し、不必要なアイドリング、クラクション、空ぶかし等の防止を呼びかけます。</li> <li>・ 来客に対して、「豊中市環境の保全等の推進に関する条例(平成17年)」に基づき、駐車場内にアイドリング禁止の表示を行い、周知します。また、「クラクション・空ぶかしの禁止」、「静かなドアの開閉」についても併記し、来客に協力を呼びかけます。</li> <li>・ 開業後に騒音に対する苦情があった場合、適切に対応します。</li> </ul>

## 6 街並みづくり等への配慮等

項目	内容
景観への配慮について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「景観法(平成16年)」や「豊中市都市景観条例(平成12年)」及び「豊中市屋外広告物条例(平成23年)」に基づいた建物形状や色彩、看板デザインとします。</li> <li>・ 「豊中市都市景観形成マスタープラン(平成26年)」に基づき、都市の顔として</li> </ul>

	ふさわしい景観、活力があふれ、訪れる人を気持ちよく迎えることのできる景観の形成に向けて、外観・色彩等に配慮するとともに周辺地域の既存建物と計画建物とが調和するように努めます。
緑化対策について	<ul style="list-style-type: none"> <li>「豊中市環境の保全等の推進に関する条例（平成 17 年）」に基づく「豊中市環境配慮指針（平成 17 年）」に定められた緑地面積を確保します。</li> </ul>
高齢者・身体障害者への配慮について	<ul style="list-style-type: none"> <li>建物施設については、バリアフリーに対応するなど、高齢者や障害者の利便性及び安全性に配慮した構造とします。</li> <li>身体障害者の駐車場を店舗出入口付近に設置します。</li> </ul>
光害対応について	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋外照明や広告物の照明等については、照明の配置・方向・強さ・点灯時間など、周辺に配慮した計画とします。</li> <li>夜間においては、防犯上必要な照明を点灯します。</li> </ul>

## 7 その他、配慮する事項等

項目	内容
食品加工場から発生する悪臭対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>食品加工場の排気口には悪臭除去装置を設置します。</li> <li>食品加工場からの排気についてはダクトを通じて屋上から排気します。また、住居に面する方向を避けて排気します。</li> <li>食品加工場及び関連設備については定期的に清掃を行い、悪臭発生の防止に努めます。</li> </ul>
荷捌き施設における配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>搬入車両出入口を設置し、来客車両との交錯を防ぎます。</li> <li>荷捌き施設付近は通学路に指定されていることを、搬入業者には周知し、安全確保に努めます。</li> <li>通学児童に対する配慮として、通学時間帯に搬入作業が発生する場合には、搬入ドライバーまたは従業員等により歩行者の安全確認を行います。下校時間帯には極力搬入車両が発生しない運行計画としております。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>店舗の運営に関して周辺住民からの要望等があった場合には、誠意をもって対策を検討し、改善に努めます。</li> <li>開業後、店舗周辺の生活環境への影響に関して、明らかに当該店舗に起因すると思われる問題が生じた際には、適切な対応を検討し、改善に努めます。</li> <li>「豊中市土地利用の調整に関する条例（平成 16 年）」に基づく協議結果を踏まえた計画とします。</li> </ul>

## IV 添付図面一覧表

提出する図面の種類	主な記載項目等
<p>1 広域位置図</p> <p>縮尺例： 1/20,000～1/25,000</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗周辺 1～3 k m程度の範囲を含めた図面</li> <li>・店舗位置（計画地）を表示</li> <li>・公共施設、幹線道路及び最寄駅を表示</li> </ul>
<p>2 周辺見取図</p> <p>縮尺例： 1/2,000～1/2,500</p>	<p>1) 建物の位置に関する図面</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗周辺 100～500m程度の範囲を含めた図面</li> <li>・建物の敷地境界線の表示及び歩行者等の出入口の表示</li> <li>・周辺の道路等の状況</li> </ul> <p>2) 用途地域図等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画、用途地域</li> </ul>
<p>3 建物配置図・ 各階平面図</p> <p>縮尺例： 1/200～1/2,500 (同一の縮図に統一)</p>	<p>1) 店舗の位置に関する図面</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小売業を行うための店舗の用に供する部分、それ以外の部分（主な施設については名称を付すこと）の明示</li> </ul> <p>2) 駐車場、自動二輪車駐車場の計画に関する図面</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車場、自動二輪車駐車場の位置・車室・車路</li> <li>・駐車場内の案内表示等（場内案内経路、路面表示等）</li> <li>・交通整理員等の位置</li> <li>・歩行者通路の位置</li> <li>・駐車場の自動車の出入口の数、位置、寸法等</li> </ul> <p>3) 駐輪場の計画に関する図面</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・駐輪場の位置、駐輪区画の寸法</li> <li>・駐輪場内の案内表示等（場内案内経路、路面表示等）</li> </ul> <p>4) 荷さばき施設の計画に関する図面</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・荷さばき施設の配置及び搬出入車両の待機スペースの位置、寸法、面積</li> <li>・搬出入車両の通路、出入口の寸法等</li> </ul> <p>5) 廃棄物等保管施設に関する図面</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般廃棄物・再利用対象物の保管施設及び付属設備それぞれの位置、寸法、面積等</li> </ul>

提出する図面の種類	主な記載項目等
<p>4 建物立面図・断面図</p> <p>縮尺例： 1/200～1/2,500</p>	<p>1) 建物の概要を表す立面図・断面図（高さを記載すること）</p> <p>2) 騒音に関する立面図</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・冷却塔・室外機・送風機等の施設設備の配置及び音源の位置に関する立面図（東西南北からの立面図）</li> <li>・設備機器等の騒音発生源の位置</li> </ul> <p>3) 廃棄物等保管施設に関する立面図</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般廃棄物・再利用対象物の保管施設及び附属設備それぞれの位置、寸法、容量、高さ、構造等</li> </ul>
<p>5 交通予測に関する図面</p> <p>縮尺例： 1/2,000～1/2,500</p>	<p>1) 来客の自動車の案内経路を表示した図面</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項等（学校等がある場合は通学路を表示）</li> <li>・周辺の道路等の状況</li> <li>・方面別自動車来台数の予測値</li> <li>・現状の交通量調査の結果等</li> </ul> <p>2) 搬出入車両の案内経路</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・搬出入車両の運行経路等</li> </ul>
<p>6 騒音予測に関する図面</p> <p>縮尺例： 1/200～1/2,500</p>	<p>1) 冷却塔・室外機・送風機等の施設設備の配置に関する図面、音源位置図</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・遮音壁の位置、高さ、遮音壁の厚さ、材質・構造等</li> <li>・冷却塔、室外機、送風機等の施設設備の配置等</li> </ul> <p>2) 騒音予測地点（昼間・夜間の等価騒音レベル、夜間の個別騒音）</p>

- ・ 縮尺、方位を記載すること。
- ・ 図面は可能な限りまとめ、わかりやすく表示すること。
- ・ 添付図面に関する目次を作成すること。